

各県立学校長 様

(県) 学校教育局県立学校教育課長  
(公 印 省 略)

今後の県立学校における部活動について (通知)

このことについて、令和3年4月15日付け県教第04150001号で通知したところですが、部活動を介しての新型コロナウイルスの感染が急激に増加していることから、今後の部活動については、下記のとおりとします。

については、生徒、保護者及び貴校関係教職員に周知するとともに、感染拡大のリスクが非常に高まっていることを十分に認識し、引き続き日々の部活動における感染防止対策の徹底をお願いします。

記

- 1 県外の学校との練習試合や合同練習等は、禁止とする。(継続)
- 2 県内の学校との練習試合や合同練習等は、原則禁止とする。(継続)
- 3 校内での活動については、基本的な感染防止対策を十分に講じた上で、下表に従って活動すること。(新規)
- 4 大会等については、全国大会や近畿大会につながる場合、原則、実施し、その他は、原則、延期または中止とする。ただし、下表②の部活動の大会については、実施してもよい。なお、大会等を実施する場合は「新型コロナウイルス感染症に係る県内大会への出場停止や大会中止の目安について」によること。(新規)

	部 活 動	活動内容の制限等
①	相撲・柔道・剣道・レスリング・フェンシング・なぎなた・空手道・少林寺拳法・ボクシング	原則、対人練習及び対面練習において、近距離で飛沫の飛ぶことのないよう、一定の距離を取った上で練習すること
	水泳(水球)・テニス・ソフトテニス・卓球・バドミントン・バレーボール・バスケットボール・ハンドボール・サッカー・ラグビー・ホッケー・野球・ソフトボール	
②	陸上競技・体操・水泳(競泳・飛込)・弓道・ウエイトリフティング・登山・ボート・ヨット・自転車・カヌー・アーチェリー	感染防止対策を十分講じた上で練習すること
③	吹奏楽・軽音楽・合唱・演劇・放送等	向かい合っでの演奏・発声等を避けるなどの対応を取った上で練習すること ※左記以外の文化部は感染防止対策を取った上で練習すること

- ・練習においては、マスク着用を推奨する。その際、適宜休憩を入れるなど熱中症等の対策を講じること。
- ・部室等の使用は、道具の搬出入や更衣など必要最小限に留めること。
- ・練習時以外(ミーティング、準備・片付け、休憩等)はマスクの着用を徹底すること。
- ・飲食等は、十分な距離を取って行うこと。